

県HPに公表されている「診療・検査医療機関」が対象のコロナ特例

二類感染症患者入院診療加算の特例

(新型コロナ「疑い患者」を外来にて診療した場合)

2022年11月1日～2023年2月28日の取扱い	
算定 点数	<p>250点</p> <p>◇ 診療行為名称：二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）</p> <p>◇ 請求コード：113033650</p>
算定 要件	<p>◇ 公表している診療・検査対応時間内に「患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合」に算定可能</p> <p style="padding-left: 20px;">*厚労省は「新型コロナについての初診であれば、再診料を算定する場合であっても当該加算は算定できる」旨の回答を保団連に行っている（2022年7月26日口頭回答）</p> <p>◇ 以下の①～④の<u>いずれかに</u>該当する場合に算定できる（※1）</p> <p style="padding-left: 20px;">① 2022年10月13日以降に、新たに、「診療・検査医療機関」として県から指定され、その旨が公表されている医療機関</p> <p style="padding-left: 20px;">2022年10月31日以前から「診療・検査医療機関」として公表している場合</p> <p style="padding-left: 20px;">② 2022年11月1日以降、診療・検査対応時間が、2022年10月13日時点の公表時間と比べ、1週間あたり30分以上拡充</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 2022年11月1日以降新たに、診療対象患者を過去に通院歴の無い患者にも拡充</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 2022年11月1日以降、診療・検査対応時間を「1週間に8枠以上」確保（※2）</p>
2023年3月1日～2023年3月31日までの取扱い	
算定 点数等	<p>147点（点数引き下げ）</p> <p>◇ 診療行為名称・請求コードは今後お知らせいたします</p> <p>◇ 上記①～④の<u>いずれかに</u>該当又は上記①～④について「11月1日」を「3月1日」、「10月31日」を「2月28日」と読み替えた上で<u>いずれかに</u>該当する場合に算定できる</p>

※1 ①～④のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日（月曜日）から、算定可能

※2 「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上

**県HPに公表されている「診療・検査医療機関」が対象のコロナ特例
電話等による診療**
(新型コロナ「陽性患者」を電話等にて診療した場合)

2022年11月1日～2023年3月31日の取扱い

算 定 点 数	<p>電話等による診療：147点</p> <p>◇ 診療行為名称：電話等による診療 (新型コロナウイルス感染症臨時的取扱)</p> <p>◇ 請求コード：113044550</p> <p>◇ 「<u>一連の診療において初回の電話等診療に限り</u>」算定可能</p>
算 定 要 件	<p>◇ 「重症化リスクの高い陽性者」で、自宅・宿泊療養を行っている患者が対象</p> <p>◇ 電話等による新型コロナに係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表</p> <p>◇ インフルエンザに対応する体制を有している医療機関であって、以下の<u>いずれかに該当</u></p> <p>① 2022年11月1日以降、2022年12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した医療機関</p> <p>② 2022年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた医療機関であって、以下の<u>いずれにも該当</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間に8枠以上(※2) ・診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上について、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合

※2 「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上